

承認第13号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月10日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第12号

平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について

平成30年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,549千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		29,765	△1,517	28,248
	1 使用料	29,748	△1,517	28,231
4 繰入金		73,843	△32	73,811
	1 一般会計繰入金	73,843	△32	73,811
歳入	合 計	128,191	△1,549	126,642

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,698	△465	42,233
	1 総務管理費	42,698	△465	42,233
2 事業費		7,050	△881	6,169
	1 建設事業費	7,050	△881	6,169
3 公債費		77,443	△203	77,240
	1 公債費	77,443	△203	77,240
歳 出 合 計		128,191	△1,549	126,642